

はじめに

町では、省エネルギー対策の推進と森林整備をはじめとした二酸化炭素吸収源の確保、本町の地域資源である再生可能エネルギー（以下「再エネ」と言います。）の活用を促進しながら、ゼロカーボンシティの実現を目指しています。

再エネの積極的な推進と、地域の景観や自然・社会環境などと調和するため、ゾーニングを設定し、町民の民意として「江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、地域の資源である再エネの導入を町、町民及び地域事業者が一体となって推進するため、再エネ発電導入に向けた手順をお知らせします。

1 当町総務課へ情報提供を

再エネ発電事業の予定がありましたら、実施主体や事業実施場所、事業規模などについて情報提供をお願いします。事業実施場所が、再エネ発電導入可能なエリアかどうかの確認や、また、地域との合意形成を図る必要があるためです。

【対象とする再エネ（条例第4条）】

- ①10kw以上の野立て型太陽光発電（産業用）
- ②陸上（大型、小形）、洋上を含んだ風力発電



【ゾーニングによるエリアの設定（条例第9条～12条）】

- ①保全エリア（第9条）
事業区域に含めてはなりません。
- ②不適エリア（第10条）
事業区域に含める場合は、詳細調査などを実施し、事業性があると判断したときは、環境配慮事項を適切に講じなければなりません。
- ③調整エリア・促進エリア（第11条・第12条）
事業区域に含める場合は、ゾーニング報告書の環境配慮事項を適切に講じなければなりません。

2 発電事業者の責務【条例第6条】

- ①発電事業者は、再エネ事業の実施にあたっては、関係法令並びにこの条例、規則、ゾーニングマップ及び環境配慮事項等を遵守し、事故や争いの発生防止並びに良好な自然・社会環境及び景観の保全に配慮するとともに、町民等との良好な関係を保つよう努めなければなりません。
- ②発電事業者は、再エネ設備の適正な設置及び維持管理に努めなければなりません。
- ③発電事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、再エネ設備を適正に維持管理するほか、除却又は設備更新など再エネ事業を継続するために必要な費用を確保するよう努めなければなりません。
- ④発電事業者は、再エネ事業の実施に伴い、想定されていた以上の環境への影響や事故等が発生した場合、又は町民等との間に争いが生じた場合は、自己の責任において、誠意をもって解決に努めなければなりません。

3 町民等への説明など【条例第13条】

発電事業者が再エネ事業を実施しようとするとき、町民等（町内会、自治会、団体、事業所も含む）に対し、再エネ設備の新設等に関する事業計画など説明会を開催し、周知に努めなければならないこととしています。

また、町民等から意見の申し出や、新設等を行う再エネ設備（附属設備を除く。）の設置により影響を受ける可能性がある町内会、自治会及び事業所又は団体から紛争の解決に関する協定の締結について協議があった場合は、誠実に協議、遵守しなければならないこととしています。



4 当町への届出【条例第14条・第15条・第18条】

発電事業者が再エネ事業を実施しようとするときは、法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に、町長に届け出なければならないこととし、町長は意見を述べる事ができます。また、下記の場合も、遅滞なく町へ届け出ることとなっています。

項目	条例	規則	備考
発電事業者による提案	第8条	第3条	様式第1号
再エネ発電事業実施の届出	第14条第1項	第4条第1項	様式第2号、別紙1、別紙2
再エネ発電事業変更の届出	第14条第3項	第4条第2項	様式第3号
再エネ設備更新による事業継続	第14条第3項	第4条第3項	様式第2号、別紙1、別紙2
工事着手等に係る届出 (着手・中止・再開・完了)	第15条	第5条	様式第4号
維持管理等に関する報告	第18条	第7条	様式第6号

5 事業を承継、終了した場合【第17条・第19条】

発電事業者の地位を継承した者は、その旨を町長に届け出ることを定めています。また、再エネ事業を終了したときは、速やかに再エネ設備の除却とその旨を町長に報告するよう定めています。

項目	条例	規則	備考
再エネ事業の継承	第17条	第6条	様式第5号
再エネ事業終了後の除却等	第19条	第8条	様式第7号

6 報告及び立入検査【条例第16条】

町長は、発電事業者に対し必要な報告若しくは資料の提出、又は職員に調査、質問することができます。



7 指導、助言及び勧告・公表【条例第20条・21条】

町長が次の事項に該当するとき、発電事業者に対し、指導、助言及び勧告ができます。

- ①保全エリアにおいて再エネ事業を実施したとき又は調整エリア若しくは促進エリアにおいて必要な措置を講ぜずに再エネ事業を実施したとき。
- ②許認可等の申請又は変更の内容について届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ③届出をせずに工事に着手したとき。
- ④報告及び立入検査の際、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ⑤維持管理等について、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、又は自然災害又は火災等により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき、直ちに必要な対策を講じないとき。
- ⑥除却をせず、又は届出をしなかったとき。
- ⑦指導又は助言に従わなかったとき。

勧告を受けた発電事業者が、正当な理由がなくこれに従わなかったときは、氏名及び住所並びに勧告の内容を公表します。

8 経過措置

- (1) この条例の施行の際（令和6年6月）、再エネ事業に係る法令に基づく許認可等の申請又は届出をしている発電事業者で、再エネ事業を実施しようとする場合は、第14条第1項の規定に基づき、速やかに資料の提出をお願いします。
また、現に工事に着手している発電事業者については、工事着手等に係る届出の規定は適用しません。
- (2) この規則の施行の日前（令和6年6月）に、法令に基づく許認可等の申請若しくは届出をしている又は認定を受けている小形風力発電事業については、江差町小形風力発電（20kw未満）施設建設に関するガイドライン（平成29年告示第68号）による手続きとなりますので、ご相談ください。